

令和 6 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

令和 6 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

令和 6 年 9 月 30 日（月曜日）

○議事日程第 1 号

令和 6 年 9 月 30 日（月曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|-----------------------|--|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 議席の指定 | |
| 第 3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 4 | 会期の決定 | |
| 第 5 | 副議長の選挙 | |
| 第 6 | 議案第 6 号 | 専決処分の承認について（青森県市町村総合事務組合の共同
処理する事務の変更並びに青森市町村総合事務組合規約の変
更について） |
| 第 7 | 議案第 7 号 | 令和 6 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1
号） |
| 第 8 | 議案第 8 号 | 決算の認定について（令和 5 年度青森地域広域事務組合一般
会計歳入歳出決算） |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 契約の締結について |
| 第 10 | 一般質問 | |
| 第 11 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 12 | 報告第 3 号 | 繰越明許費繰越計算書について |
| 第 13 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 第 14 | 青広監報告第 3 号 | 例月出納検査報告について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

1 番	内 海	伸 議員	10番	中 嶋	惠 議員
2 番	亀 田	弘 徳 議員	11番	天 内	慎 也 議員
3 番	相 馬	純 子 議員	12番	山 本	武 朝 議員
4 番	柿 崎	孝 治 議員	13番	川 崎	憲 二 議員
5 番	安 藤	英 博 議員	14番	乳 井	厳 公 議員
7 番	木 村	淳 司 議員	15番	木 下	靖 議員
8 番	澁 谷	洋 子 議員	16番	長谷川	章 悦 議員
9 番	綿 谷	敏 明 議員	17番	館 山	善 也 議員

○欠席議員（1名）

6 番	柳 谷	隆 男 議員
-----	-----	--------

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西 秀 記 君	参 与	稲 葉 正 明 君 (蓬田村総務課長)
代表副管理者	船 橋 茂 久 君	庶 務 課 長	竹 谷 圭 司 君
副 管 理 者	山 崎 結 子 君	予 防 課 長	久保田 守 昭 君
副 管 理 者	阿 部 義 治 君	警 防 課 長	工 藤 弘 樹 君
副 管 理 者	久 慈 修 一 君	通信指令課長	川 村 徳 仁 君
監 査 委 員	出 町 文 孝 君	会 計 管 理 者	山 谷 直 大 君
事 務 局 長	長 内 哲 史 君	副会計管理者	高 野 光 広 君
消 防 長	村 上 靖 君	監査委員書記	加 福 理美子 君
消 防 次 長	増 村 勲 君	監査委員書記	福 島 清 裕 君
総 務 課 長	太 田 しのぶ 君		
参 与	中 村 健 君 (青森市企画部連携推進課長)		
参 与	塩 越 信 子 君 (平内町企画政策課長)		
参 与	登 坂 光 春 君 (外ヶ浜町参事総務課長)		
参 与	太 田 和 泉 君 (今別町参事総務企画課長)		

○事務局出席職員氏名

書記長 横内 信造

書記 三橋 亨司

書記 佐藤 直樹

書記 濱田 春輝

午後 2 時開会・開議

○議長（舘山善也君） ただいまから、令和 6 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を始めます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（舘山善也君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

初めに、組合議員の異動についてであります。平内町議会及び今別町議会から選出されておりました 4 名の組合議員が、それぞれ 3 月 30 日をもって任期満了となりました。

その後任議員として、平内町議会から内海伸議員及び亀田弘徳議員の 2 名が 4 月 5 日付で、今別町議会から綿谷敏明議員及び中嶋恵議員の 2 名が 4 月 9 日付で、組合規約第 5 条の規定によりそれぞれ選出された旨の報告がありました。

次に、先ほど御報告いたしました平内町議会選出議員及び今別町議会選出議員の任期満了に伴い、欠員となっていた議会運営委員についてであります。議会運営委員会条例第 3 条の規定により、議長において、平内町議会から選出された内海伸議員及び今別町議会から選出された綿谷敏明議員を、9 月 5 日付で議会運営委員として指名いたしましたので、御報告いたします。

日程第 2 議席の指定

○議長（舘山善也君） 日程第 2 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（舘山善也君） 日程第 3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、11 番天内慎也議員及び 14 番乳井厳公議員の 2 名を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

○議長（舘山善也君） 日程第 4 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（舘山善也君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 副議長の選挙

○議長（舘山善也君） 日程第5、これより「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

○議長（舘山善也君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

○議長（舘山善也君） 青森地域広域事務組合議会副議長に、2番亀田弘徳議員を指名いたします。

○議長（舘山善也君） お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2番亀田弘徳議員を、青森地域広域事務組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2番亀田弘徳議員が青森地域広域事務組合議会副議長に当選されました。

○議長（舘山善也君） ただいま、青森地域広域事務組合議会副議長に当選され、議場におられます2番亀田弘徳議員に、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長（舘山善也君） ただいま副議長に当選されました亀田弘徳議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

演壇へお進み願います。

〔議員亀田弘徳君登壇〕

○2番（亀田弘徳君） ただいま副議長に選任いただきました亀田弘徳です。どうかよろしくをお願いいたします。

議会運営に当たっては、議長を補佐し円滑な議会運営に力を尽くしたいと考えております。よろしくお願いします。

第6 議案第6号 専決処分の承認について（青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森市町村総合事務組合規約の変更について）

第7 議案第7号 令和6年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

第 8 議案第 8 号 決算の認定について（令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

第 9 議案第 9 号 契約の締結について

○議長（館山善也君） 日程第 6 議案第 6 号「専決処分の承認について」から日程第 9 議案第 9 号「契約の締結について」までの計 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者西青森市長。

〔管理者西秀記君登壇〕

○管理者（西秀記君） 令和 6 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分について御説明申し上げます。

議案第 6 号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、同組合におきまして、個人住民税均等割と併せて徴収する森林環境税に係る徴収金の滞納整理についても共同処理することに伴い、同組合の共同処理する事務及び規約の変更について協議を受けたものでございますが、変更後の規約の施行日でございます本年 8 月 1 日に合わせて協議を調える必要がありましたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に該当するものと認め、去る 5 月 24 日付けで、やむを得ず、専決処分したものでございます。

何卒、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 7 号令和 6 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、消防本部に係る経費等の増額のほか、令和 5 年度決算に係る剰余金に連動いたしまして、構成市町村の分担金及び負担金、繰越金、諸収入等について所要の調整を行うものでございます。

歳出の主な内容についてでございますが、消防費のうち、青森消防費については、車両購入等に係る経費として、4000 万円を増額補正するほか、各消防署の維持修繕等に係る経費として、2790 万 9000 円を増額補正するものでございます。

青森市消防団運営費については、消防団機械器具置場の維持修繕に係る経費として、75 万 4000 円及び機械器具置場解体工事に係る追加工事の経費として、169 万 6000 円を増額補正するものでございます。

歳入の主な内容についてでございますが、令和 5 年度一般会計処理に伴います繰越金を計上いたしましたほか、調整分や歳出補正に連動する財源を見込みました結果、分担金及び負担金につきましては 1 億 5241 万 9000 円の減額補正、繰越金につきましては 2 億 2778 万 3000 円の増額補正、諸収入につきましては 2577 万 2000 円の減額補正、組合債につきましては 1910 万円の増額補正となるものでございます。

これらの結果、6869 万 2000 円の増額補正となり、これを加えました一般会計予算総額は、63 億 557 万 6000 円となる次第でございます。

次に、議案第 8 号決算の認定につきましては、令和 5 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めるものでございますが、その詳細につきましては、会計管理者

から御説明させたいと存じます。

次に、単行案について御説明申し上げます。

議案第9号契約の締結につきましては、はしご付消防自動車の製造に係るものであり、青森地域広域事務組合議会の議決に付さなければならぬ契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定により提案するものでございます。

以上、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、それぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（舘山善也君） 次に、令和5年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、説明を求めます。

山谷会計管理者。

〔会計管理者山谷直大君登壇〕

○会計管理者（山谷直大君） 令和5年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

令和5年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則にのっとり、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、編成したものであります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行いたしました。

それでは、決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して0.08%増59億4715万余円でありましたが、その後、電気代単価の高騰に伴う経費など6592万余円を増額補正し、さらに、前年度からの繰越額として、消防車両の購入に係る消防車両整備事業など3事業の2億6536万余円を加えた結果、歳入・歳出予算現額は、62億7844万余円となりました。

これに対しまして決算額は、歳入が、前年度に比較して9.85%減の62億3888万余円、歳出が、前年度に比較して9.32%減の60億107万余円となり、歳入・歳出差引2億3781万余円となりましたが、これから消防署施設管理事業など2の繰越事業に係る翌年度へ繰り越すべき財源1002万余円を差し引いた実質収支額は、2億2778万余円となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。分担金及び負担金は、52億1641万余円で、前年度に比較して1.00%の減となっており、これは、主として、消防費分担金の減によるものであります。

使用料及び手数料は、854万余円で、前年度に比較して3.94%の減となっており、これは、主として、危険物検査手数料の減によるものであります。

国庫支出金は、753万余円で、前年度に比較して皆増となっており、これは、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金となっております。

県支出金は、1868万余円で、前年度に比較して3.05%の増となっており、これは、青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金によるものであります。

財産収入は、1116万余円で、前年度に比較して8.35%の減となっており、これは、主として、広域事務組合振興基金運用収入の減によるものであります。

繰越金は、3億244万余円で、前年度に比較して31.46%の増となっており、

諸収入は、3億3520万余円で、前年度に比較して21.97%の増となっており、これは、主として、青森市消防団業務受託収入の増によるものであります。

組合債は、3億3890万円で、前年度に比較して936.39%の増となっており、これは、主として、消防車両整備事業に係る組合債発行額の増によるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、45万余円で、前年度に比較して21.09%の増となっており、これは、主として、議会開催回数の増に伴う費用弁償の増によるものであります。

総務費は、1億5251万余円で、前年度に比較して87.50%の減となっており、これは、主として、青森地域広域事務組合振興基金の廃止に伴う構成市町村及び青森県への償還金の減によるものであります。

民生費は、7572万余円で、前年度に比較して1.40%の増となっており、これは、主として、介護認定審査会ネットワークシステムの改修に伴う委託料の増によるものであります。

衛生費は、5億5420万余円で、前年度に比較して3.89%の増となっており、これは、主として、上磯地区クリーンセンター搬入道路復旧工事に伴う工事請負費の増によるものであります。

消防費は、49億4975万余円で、前年度に比較して10.05%の増となっており、これは、主として、車両購入費の増によるものであります。

公債費は、2億6843万余円で、前年度に比較して6.32%の減となっており、これは、主として、消防救急デジタル無線整備事業等に係る組合債の元金償還の終了に伴う減によるものであります。

以上、令和5年度青森地域広域事務組合一般会計の歳入・歳出決算の概要を御説明申し上げます。慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（館山善也君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

まず、議案第6号について採決いたします。

議案第6号については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、承認することに決しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（館山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について、採決いたします。

議案第8号については、認定と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、認定と決しました。

次に、議案第9号について、採決いたします。

議案第9号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

日程第10 一般質問

○議長（舘山善也君） 日程第10「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3 番相馬純子議員。

〔議員相馬純子君登壇〕

○3 番（相馬純子君） 青森市選出、3 番、相馬純子です。

救急搬送について、質問いたします。

全国で救急車が出動する件数がふえ続けています。総務省消防庁がまとめた令和5年度の救急車の出動件数は、速報値でおよそ764万弱となり、過去最多を更新いたしました。救急の現場では、このままでは、重傷者や重篤な人を搬送できなくなるのではないかと、危惧の声が多く出されています。

この背景には、やはり高齢化の進展があり、この状況は続いていくだろうと言われていきます。現状を打破しようとデイトタイム救急車一日勤隊の導入、「＃7119」の活用で、不要不急のものを少しでも減らしていく取り組み、入院に至らない救急搬送の場合、7700円徴収など、さまざまな対応策が全国でとられています。

特に、7700円徴収の報道には、私は驚きを隠せませんでした。これは、選定療養費といわれ、病床が200床以上ある病院を紹介状なしに受診した場合にかかる費用のことで、市町村や消防ではなく、病院が徴収するもので、青森市民病院も選定療養費は徴収しているとのことでした。

ただ、救急車を呼んで入院に至らないとお金がかかる。物価高の折、市町村民には痛い話で、必要な通報も差し控えることにつながらなければいいと思う次第です。

今、統合新病院の候補地が決まり、計画策定に向け議論が交わされていますが、統合された場合の救急搬送体制についても、大丈夫なのだろうか懸念されている方が多いように感じます。

そこで、現状について伺います。青森消防本部管内の平成31年から令和5年までの救急出動件数と、その推移についてお示してください。

檀上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。村上消防長。

〔消防長村上靖君登壇〕

○消防長（村上靖君） 相馬議員の救急出動件数とその推移についての御質問にお答えいたします。

救急出動とは、急な病気、不慮の事故又は災害等により傷病者が発生し、緊急に医療機関へ搬送する必要がある場合に救急隊が出動することであり、24時間体制で地域住民からの救急要請に対応しております。

相馬議員お尋ねの、当消防本部管内の平成31年から令和5年までの救急出動件数につきましては、平成31年が1万1805件、令和2年が1万748件、令和3年が1万1751件、令和4年が1万3298件、令和5年が1万4123件となっております。

また、救急出動件数の推移につきましては、年々増加傾向であり、平成31年と令和5年の救急出動件数を比較いたしますと、2318件の増加となっております。

当消防本部では、今後におきましても、多種多様な救急需要に備え、迅速かつ適切な救急搬送に努めてまいります。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君） 御答弁ありがとうございました。5年間で2318件の増加という御答弁でした。やはり確実に増加しているなということが御答弁からもわかりました。隊員の皆さん、オーバーワークじゃないかなとか、件数がふえることによって、本来だったら救える命も救えないような状態になっているんじゃないかなっていう事態が懸念されています。

市民の皆さん、町民の皆さん、村民の皆さん、今の自分の症状、本当に救急車を呼ぶ事態なのかどうか、そういう判断する力が非常に求められてくると思うんですけども、私の母も、体調を崩した際に救急車を呼びましたが、サイレンが近づくにつれ元気になって、どうしたもんだろうと思ったことがございます。とてもその判断は難しいだろうと思います。

それでは、再質問いたします。本消防管内の平成31年から令和5年までの救急出動件数のうち、軽症で入院等に至らなかった件数と、その割合について伺います。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 相馬議員の、軽症で入院等に至らなかった件数とその割合についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部管内の平成31年から令和5年までの救急出動件数のうち、軽症で入院等に至らなかった件数及びその割合につきましては、平成31年が、1万1805件のうち4278件で全体の約36%、令和2年が、1万748件のうち3656件で全体の約34%、令和3年が、1万1751件のうち3895件で全体の約33%、令和4年が、1万3298件のうち4354件で全体の約38%、令和5年が、1万4123件のうち5043件で全体の約36%となっております。

この割合の数値につきまして、全国の割合と当消防本部の割合を比較いたしますと、全国の割合が各年において概ね40%となっており、当消防本部が全国の水準より低くなっているものでございます。

○議長（館山善也君） 3番相馬議員。

○3番（相馬純子君）　ありがとうございます。全体の30%台ということで、これが全国的にどういう数値なのか、私にはちょっと判断する材料がなかったんですが、聞き取りの際、担当の方から、非常に低い数値ですというのを伺いました。総務省が公表した令和5年中の出動件数等によると、軽症の割合は全国平均で48.8%でした。それに比べると、本消防本部のパーセンテージは10%以上低い数値ということになりますので、大変すばらしいことだなと思います。

それで、この要因ってなんでしょうねってお尋ねしたんですけれども、明確な理由は把握できていないということで、その理由は難しいとは思いますが、やっぱり市民、町民、村民の皆さんが適正に判断されていることなんだと思います。

今後、市民、町民、村民の皆さんが適正に判断されて、救急車が要請されるよう、広報等、今後も御尽力いただきますよう、お願いいたします。

ただ、この軽症の割合は低いといっても、出動件数、東北で見てもみましたが、宮城県、福島県に次いで、青森県は東北で3番目の出動件数になっています。多い地区ということで、やはりこの件数の増加に伴って、対策が必要だと思われます。さまざまな対策を今も講じていらっしゃると思うんですけれども、それにプラスして、どのような対策が必要とお考えなのか、お答えください。

○議長（舘山善也君）　答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君）　相馬議員からの、救急出動件数の増加に対する対策についての再度の御質問にお答えいたします。

近年の増加傾向にある救急出動件数につきましては、一つに、高齢化社会によるもの、二つに、気候変動による高温多湿環境によるもの、三つに、新型コロナウイルス等、感染症の蔓延によるもの、四つに、医療知識の不足による緊急性の低い症状での救急車利用によるものなどが、その要因であるといわれております。

当消防本部では、増加傾向にある救急出動への対策といたしまして、一つに、救急車につきましては、限られた医療資源を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者を迅速に医療機関へ搬送するための手段であることを、地域住民に広く理解していただくための広報、二つに、高齢化社会や気候変動、感染症の蔓延等の理由で、必然的に増加する救急要請に対応するための救急体制の強化などの対策が必要と考えており、これまでも消防ホームページ、SNSのX、広報紙等の広報媒体の活用や、救命講習会等の機会を通じて、救急車の適正利用や、青森県が主体となって実施している、救急車の利用について助言する窓口である「＃7119」の運用について、地域住民への周知を図ってきたほか、市の環境部や各町村からの依頼を受ける形で、熱中症予防に関する車両広報を実施してきたところでございます。

当消防本部では、今後さらに増加が見込まれる救急出動に備え、さらに多くの地域住民への理解を広げるため、これまでの取り組みを粘り強く継続するとともに、さらに安定的な救急体制構築のため、状況に応じた日勤救急隊の運用を目指すなど、体制の強化に努めてまいります。

○議長（舘山善也君）　3番相馬議員。

○3番（相馬純子君）　御答弁ありがとうございます。まずはやはり広報だと思います。

パーセンテージは低いものの、救急車の要請について、適切に判断する力を市民、町民、村民の皆さんにつけていただくよう広報に力を入れていただきたいと思います。

それから救急医療体制の強化、日勤隊の運用ということも答弁の中にありましたけれども、それも含めて最後に要望を述べさせていただきます。

日勤隊ですけれども、平日の日中だけ出勤する日勤救急隊です。通常の救急隊員の負担減及び現場への到着時間短縮などの成果があるというふうにいわれている日勤救急隊ですけれども、弘前市に次いで八戸市でも運用を始めました。聞き取りの段階では、本消防本部でも日勤隊について取り組みを始めようとしているということを伺っています。御答弁にあったように、状況に応じて柔軟にその日勤隊を運用して取り入れていただくようお願いいたします。

それから、他都市での取り組みを幾つか御紹介したいと思うですけれども、名古屋市での取り組みです。猛暑により救急要請が集中します。救急隊の稼働率が80%を超えた場合、公式交流サイトを用いて、救急隊逼迫アラートというのを、ことしの夏から発令したそうです。何か最近アラートばかりですけれども。それで、そのアラートを見て、市民の皆さんに救急搬送体制の現状を知っていただいて、熱中症の予防意識を高めてもらうというのが目的とのことです。ことしの夏が終わってから、その成果について公表されると思うんですけれども、私の方でも注視したいなというふうに思います。

それから、高崎市の取り組みですが、これは当消防本部でも先ほどの答弁でやられているということでしたが、音声メッセージです。患者さんの搬送を終えて、消防署や分署に戻る際、熱中症への予防意識を高めることを目的にして、熱中症に注意してくださいという音声メッセージを流しながら走行する。こちらでは、依頼を受けたらそういう音声メッセージを流すということでしたけれども、夏の間、常時取り入れてもいいんじゃないかな。帰る時にメッセージ流すだけですので、すぐできるかなというふうに思いました。

それから、AEDの使用についてです。私も、当消防本部でAEDの講習を、昨年受けさせていただき、大変勉強になりました。ありがとうございます。学校でも先生方を対象に、AEDの講習、毎年のように行われていて、受講された方は多いと思うんですけれども、AEDの使用率、全国的にもまだ低いということが報道されています。それで、三つの自治体で、講習を受けた方にボランティア登録をしていただく、「AED GO」アプリっていうんだそうですけれども、それを導入したそうです。AEDが必要っていうふうに判断される119番通報があったら、消防指令センターを通じて現場近くにいるボランティアの方に通知が届く、それでボランティア登録した方がその現場に駆けつけてAEDを使って救命処置をするという取り組みだそうです。ああ、なるほどなって思います。せっかく講習を受けたので—まあ、使わないにこしたことはないんですけれども、人の命を救えるような使命感の強い方が講習を受けると思うので、このボランティア登録っていうのも、ちょっと胸に入れていただいて、状況に応じて取り入れていただければなというふうに思います。

日勤救急隊、救急隊逼迫アラート、音声メッセージ、「AED GO」アプリなど、他都市の取り組みを参考にしながら、住民の命を守るっていう重要な業務に、今後とも御尽力いただきますようお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 次に、11番天内慎也議員。

〔議員天内慎也君登壇〕

○11番（天内慎也君） 11番、青森市選出、日本共産党の天内慎也です。通告の順に従い、救急救命について質問を行います。

テレビ番組のドラマの世界では、救急救命の素早く命を助ける場面がよくあり、関心を持って見てきましたが、このたび、私が知っている方がそのような状況にあったということを知りました。ことしの夏ころ、飲食店内で飲食中に体調不良を訴え心肺停止になったということでした。そしてすぐに救急隊員が到着し、確か5回ほど電気ショックを行ったところ、意識が戻り、医療機関に搬送したとのことでした。そのことを後日知りましたが、電気ショックを5回も行ったこと、心肺停止からあきらめずに命を救ったこと、驚きとともに深く感銘を受けたところであります。

そこでお聞きします。青森消防本部管内で発生した心肺停止事案の奏功事例について、お示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（館山善也君） 答弁を求めます。村上消防長。

〔消防長村上靖君登壇〕

○消防長（村上靖君） 天内議員からの、心肺停止事案の奏功事例についての御質問にお答えいたします。

心肺停止とは、心臓及び呼吸の機能が停止した状態と定義され、急性心筋梗塞や心不全等の心疾患、脳梗塞や脳出血等の脳疾患、食べ物を喉に詰まらせる窒息、不慮の事故による大量出血等、様々な要因で発症するとされております。

この状態が続きますと、数分以内に脳などの重要な臓器が元の状態に戻らなくなり、最終的には死亡に至る可能性が高くなりますことから、その場に居合わせた方による心肺蘇生法やAEDを使用した電気ショック、救急隊や医療機関における救急救命処置が、途切れることなく迅速に行われることが重要であると言われております。

天内議員お尋ねの、当消防本部管内で発生した心肺停止事案の奏功事例について御紹介いたしますと、成人男性が、飲食中に体調不良を訴え救急要請に至った事案において、救急隊員が傷病者と接触し観察を行ったところ、心肺停止状態でありました。

救急隊員は、直ちに心肺蘇生法を開始し、救急救命士が医師の具体的な指示を受け、除細動器を使用した電気ショック、チューブを使用した気道確保、輸液及び薬剤投与を行いながら医療機関へ搬送したもので、搬送中に意識が戻り、会話ができる状態まで回復し、医師へ引き継ぎしたものでございます。

当消防本部では、一人でも多くの地域住民を救命するため、今後におきましても、心肺停止による救急事案に備え、応急手当の普及啓発と迅速かつ適切な救急搬送に努めてまいります。

○議長（館山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） それでは、再質問をしてまいります。

答弁にもありましたけれども、救急隊員が到着したあたりに心肺停止になったというふうに聞いていまして、その後、救急隊員が心肺蘇生法—電気ショック、薬剤投与などを行って、処置をして意識が戻ったということで、あと、電気ショックが5回もやるものなんだなというふうに一ちょっとわからなかったものですから、そのこともちょっと驚いたというか、感銘を受けたところでありました。

次に、一連の流れについてお聞きしますが、救急救命士が心肺停止状態の傷病者に行う救急救命処置について、示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの、救急救命士が行う救急救命処置についての再度の御質問にお答えいたします。

救急救命士が心肺停止状態の傷病者に行う救急救命処置につきましては、心肺蘇生法やAED等を使用した電気ショックのほか、医師から具体的な指示を受け確実な酸素供給を行うための気管内チューブ等を使用した気道確保及び心臓を動かすための薬剤投与がごさいます。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） わからなかったんですけど、この一連の流れをやりながら一医師の指示を受けながらやるということがわかった次第です。それと、今議会の配付された資料の中の主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書というものがありまして、その中に書いてありましたけれども、救急・救助体制の充実というところには、新たに救急救命士を4名、気管挿管を実施できる救急救命士を7名、ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管を実施できる救急救命士を8名養成したということが書いてありましたので、さらなる救命率の向上に期待したいと思います。

次に、地域住民に対する取り組みについてお聞きしますが、青森消防本部における令和5年中に開催した救命講習会の実施件数及び受講者数についてお示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの、救命講習会についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部における令和5年中に開催した救命講習会の実施件数につきましては、39件となっており、その受講者数は、747人となっております。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 救命講習会は、39件で747人ということでした。私も昨年度からの1年間で2回受講しています。一つは、町内会の防災訓練のとき、二つは、ここの消防本部で受講しました。2回やってみての感想ですけども、1回だけだと、やはり忘れるんですよ。それで、2回受講していると、AEDの操作のときにやっぱりスムーズに手が出てくるっていうんですか、動くなというのが私の感想です。

次に、青森消防本部における令和5年中に救急搬送された心肺停止事案のうち、地域住民がAEDで電気ショックを行った件数及びそれに伴って社会復帰した件数について示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの、A E Dの使用と社会復帰の件数についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部における令和5年中に救急搬送された心肺停止事案は、451件となっており、そのうち地域住民がA E Dで電気ショックを行った件数は、7件となっております。

なお、地域住民がA E Dで電気ショックを行った件数の7件のうち、社会復帰に至った件数は、3件となっております。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 心肺停止事案が451件ありましたが、そのうち地域住民がA E Dで電気ショックを行ったのが7件ということで、そうあるものではないんだなというふうに思いました。

最後の質問に入りますけれども、A E Dの設置場所についてですけれども、当然、市内とか町の中に1台でも多く一ありとあらゆる場所にあることがいいんですけれども、いざというときの、そのことが救命率の向上になると思っておりました。そこでお聞きしますけれども、青森消防本部で把握している主なA E Dの設置場所についてお示してください。

○議長（舘山善也君） 答弁を求めます。村上消防長。

○消防長（村上靖君） 天内議員からの、A E Dの設置場所についての再度の御質問にお答えいたします。

当消防本部では、管内におけるA E Dの設置場所について全て把握はしておりませんが、主に学校や市役所等の公的施設、スーパーマーケットやショッピングセンター等の商業施設、駅や空港等の公共施設、保育園や高齢者施設等に設置されているものと認識しております。

○議長（舘山善也君） 11番天内議員。

○11番（天内慎也君） 設置場所は、学校などの公的施設とか、商業施設とか駅や空港等の公共施設、保育園施設、高齢者施設ということでした。

A E Dの機器は、非常に高価と聞いています。そしてまた、リースもあるということですが、設置のあり方については、さまざま課題も多いと伺っています。

そしてまた、夜間帯に倒れてA E Dが使用されたときを考えると、24時間体制であいてるところといえば、すぐ来るのがコンビニエンスストアが一般的だと考えますけれども、この間、消防本部としても要請したことがあると伺っていますけれども、なかなか難しい問題だと聞いていました。

また、同じく夜間帯で考えればですけれども、タクシーは夜も営業していますので、タクシーに設置すれば、夜間でも救命率の向上にあるのではないかというふうに私は考えますので、その辺のところも検討してもいいのではないかなというふうに考えます。

最後ですけれども、消防本部としても引き続き、迅速で確実な救命処置で一人でも多くの方々の命を救っていただきたいというふうにお願いを申し上げて質問を終わります。

○議長（舘山善也君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第11 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（舘山善也君） 日程第11「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第95条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舘山善也君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第12 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

日程第13 報告第4号 専決処分の報告について

日程第14 青広監報告第3号 例月出納検査報告について

○議長（舘山善也君） 日程第12報告第3号「繰越明許費繰越計算書について」から日程第14青広監報告第3号「例月出納検査報告について」までの計3件については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（舘山善也君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（舘山善也君） これにて、令和6年第2回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時49分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 舘 山 善 也

議員 天 内 慎 也

議員 乳 井 巖 公